

議案第 12 号

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年阿見町  
条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

|   |    |        |      |     |
|---|----|--------|------|-----|
| 荒川本郷地区中心エ<br>リア事業化検討事業<br>プロポーザル選定委<br>員会委員 | 日額 | 5,300円 | 700円 | 副町長 |
|---|----|--------|------|-----|

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

| 現行                |      |        |       |       | 改正後                                    |           |               |             |            | 備考 |
|-------------------|------|--------|-------|-------|--|-----------|---------------|-------------|------------|----|
| 別表(第1条、第3条、第4条関係) |      |        |       |       | 別表(第1条、第3条、第4条関係)                      |           |               |             |            |    |
| 職名                | 報酬   |        | 費用弁償  |       | 職名                                     | 報酬        |               | 費用弁償        |            |    |
|                   | 支給区分 | 報酬額    | 費用弁償額 | 相当する職 |  | 支給区分      | 報酬額           | 費用弁償額       | 相当する職      |    |
| (略)               | (略)  | (略)    | (略)   | (略)   | (略)                                    | (略)       | (略)           | (略)         | (略)        |    |
| 自殺防止対策連携会議委員      | 日額   | 5,300円 | 700円  | 副町長   | 自殺防止対策連携会議委員                           | 日額        | 5,300円        | 700円        | 副町長        |    |
|                   |      |        |       |       | <u>荒川本郷地区中心エリア事業化検討事業プロポーザル選定委員会委員</u> | <u>日額</u> | <u>5,300円</u> | <u>700円</u> | <u>副町長</u> |    |

議案第 12 号 説明資料

【主な改正の理由】

- (1) 非常勤特別職の新設に伴い、その報酬及び費用弁償について追加するもの。

【改正の事由等】

|      |   |
|------|---|
| 職名   | 荒川本郷地区中心エリア事業化検討事業プロポーザル選定委員会委員                     |
| 区分   | 新設  |
| 事由   | 事業開始に伴う新設   |
| 改正内容 | 阿見町荒川本郷地区中心エリア事業化検討事業プロポーザル選定委員会の新設に伴い、その報酬等を定めるもの。 |